

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和47年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(屋外広告業登録申請書)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第18条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 申請者(条例第18条第1項に規定する申請者をいう。以下同じ。)(法人にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあってはその法定代理人を含む。)の略歴を記載した書面</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>様式第14号(第24条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="145 1189 767 1480"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>住 所 [略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="145 1532 767 1879"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>3 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の職及び氏名</td><td>[略]</td></tr></table> <table border="1" data-bbox="145 1883 767 2069"><tr><td>4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所</td><td>ふりがな氏名</td><td>[略]</td></tr></table>	[略]	住 所 [略]	[略]	[略]	3 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の職及び氏名	[略]	4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	ふりがな氏名	[略]	<p>(屋外広告業登録申請書)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第18条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 申請者(条例第18条第1項に規定する申請者をいう。以下同じ。)(法人にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあってはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。以下同じ。))を含む。)の略歴を記載した書面</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>様式第14号(第24条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="831 1189 1453 1480"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>住 所 [略]</td></tr><tr><td>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="831 1532 1453 1879"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>3 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。)の職及び氏名</td><td>[略]</td></tr></table> <table border="1" data-bbox="831 1883 1453 2069"><tr><td>4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所</td><td>ふりがな氏名及び生年月日</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>(法人にあっては)</td><td></td></tr></table>	[略]	住 所 [略]	(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	[略]	[略]	3 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。)の職及び氏名	[略]	4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	ふりがな氏名及び生年月日	[略]		(法人にあっては)	
[略]																							
住 所 [略]																							
[略]																							
[略]																							
3 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の職及び氏名	[略]																						
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	ふりがな氏名	[略]																					
[略]																							
住 所 [略]																							
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)																							
[略]																							
[略]																							
3 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。)の職及び氏名	[略]																						
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	ふりがな氏名及び生年月日	[略]																					
	(法人にあっては)																						

	住 所	[略]
5 [略]	[略]	

[略]

様式第16号（第24条関係）

申請者 { 法人の役員  
本人  
法定代理人 } の略歴書

[略]

備考 法人の役員、本人、法定代理人については、該当するものに○印を付して下さい。

[略]

	は、名称、代表者の氏名及び生年月日	[略]
	住 所 (法人にあつては、主たる事務所)の所在地	[略]
5 法定代理人が法人である場合の役員の職及び氏名	職	ふりがな 氏 名
6 [略]	[略]	

[略]

様式第16号（第24条関係）

申請者 { 法人の役員  
本人  
法定代理人  
法定代理人  
(法人)の役員 } の略歴書

[略]

備考 法人の役員、本人、法定代理人、法定代理人(法人)の役員については、該当するものに○印を付して下さい。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の屋外広告物条例施行規則様式第14号及び様式第16号は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。